JR東海労幹関西地「発」第10号 2021年 1月28日

株式会社関西新幹線サービック 代表取締役社長 小寺 忠幸殿

> JR東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 小林 國博

雇用調整助成金支給に伴う自宅待機に関する申し入れ

関西新幹線サービックが実施している自宅待機に関しては、「発」第9号 (2021年1月21日)を申し入れている。

「発」第9号では、「雇用調整助成金を申請して支給されているのか明らかにすること」を申し入れているが、申し入れ後に雇用調整助成金を昨年4月からと、今回(1月18日から)も支給を受けていることが判明した。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に回答すること。

記

- 1. 昨年(2020年) 4月からと、今月(2021年1月) 18日から実施している 自宅待機は、雇用調整助成金を申請して支給を受けていることに間違いないか明らかにすること。
- 2. 雇用調整助成金は休業が支給要件のひとつであるが、サービックが実施している自宅待機の勤務認証は休業で間違いないか明らかにすること。
- 3.「業務の都合で、急遽、出勤を命ずる場合があるので、常に連絡が取れる状態で自宅待機すること」や「(自宅待機中に)課題を作成して提出すること」を業務指示しているが、休業に対して業務指示が出せるか明らかにすること。は休業
- 4. 自宅待機者を呼び出して出勤させているが、その場合の勤務認証と賃金を明らかにすること。
- 5. 雇用調整助成金を申請して受給されていることを、社員等に周知しなかった理由を明らかにすること。

以上